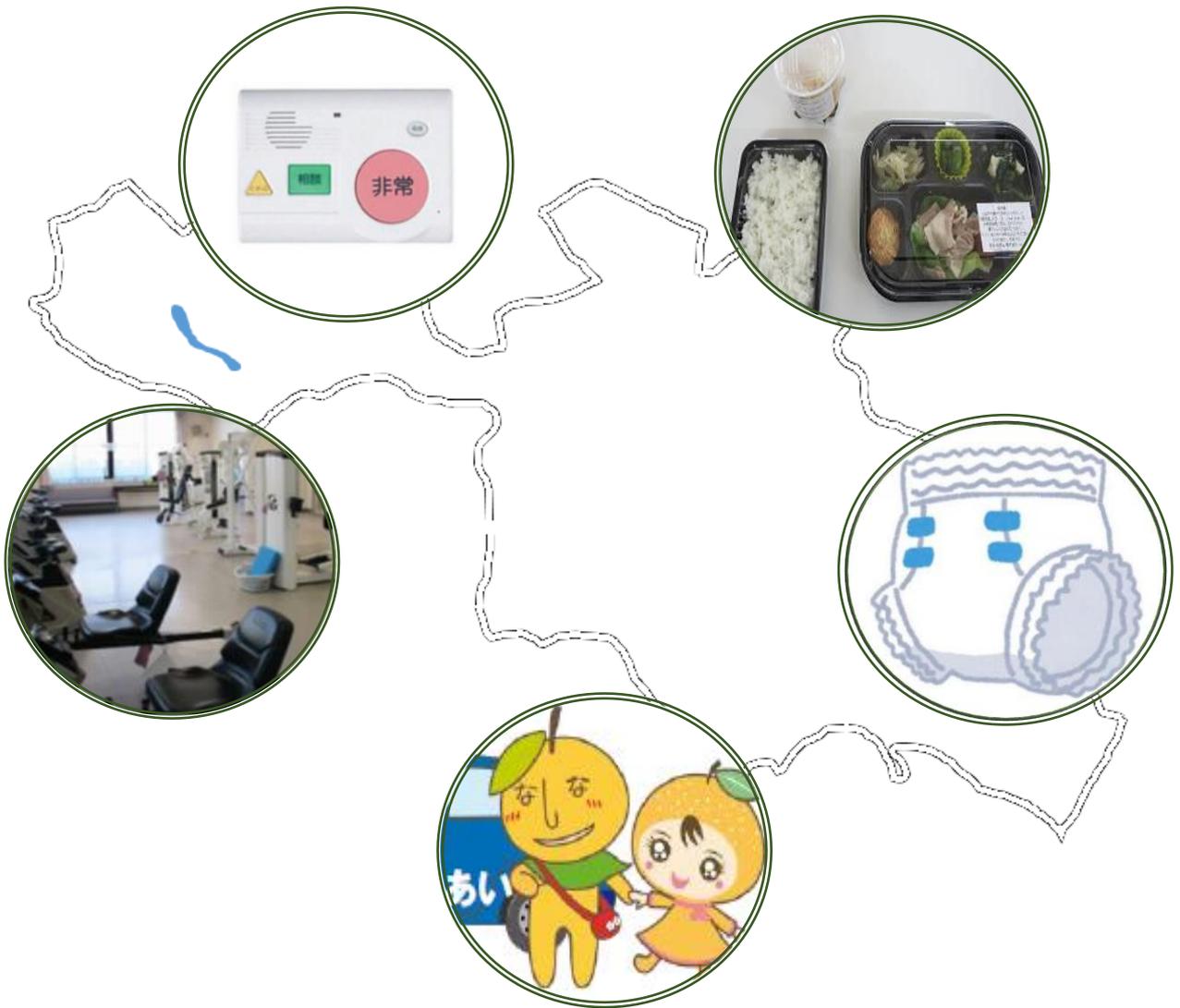


# 高齢者福祉 サービスガイド



白岡市

<b>I 高齢者に関する機関・施設</b> .....	<b>3</b>
1 地域包括支援センター.....	3
2 老人福祉センター.....	5
3 介護予防事業施設.....	6
<b>II 高齢者福祉サービスのご案内</b> .....	<b>7</b>
<b>1 白岡市のサービス</b> .....	<b>7</b>
(1) 介護予防事業.....	7
ア シニア元気アップ教室.....	7
イ 介護予防ボランティア養成事業.....	8
ウ 健だま運動指導員派遣事業.....	8
エ 地域はつらつ応援事業.....	8
(2) 在宅の高齢者・家族へのサービス.....	9
ア 配食サービス事業.....	9
イ 緊急時通報システム事業.....	9
ウ 紙おむつ等給付事業.....	10
エ 救急医療情報キット給付事業「命のバトン」.....	10
オ 高齢者見守りキーホルダー事業.....	11
カ 在宅介護サービス等軽減事業.....	11
キ ふれあい収集.....	11
ク のりあい交通.....	12
(3) その他.....	14
ア しらおかガイドブック（冊子）.....	14
イ 認知症支援の手引き（冊子）.....	14
ウ 認知症サポーター養成講座.....	14
<b>2 白岡市社会福祉協議会のサービス</b> .....	<b>15</b>
ア 配食サービス.....	15
イ 福祉機器貸与事業.....	15
ウ ふれあい・いきいきサロン.....	15
エ 移動支援事業.....	16
オ 音訳・点訳物配布事業.....	16
カ ボランティア活動保険窓口.....	16
キ あんしんサポートねっと.....	18
ク しらおか支えあいサービス.....	18
<b>3 白岡市老人クラブ</b> .....	<b>20</b>
<b>4 白岡市シルバー人材センターのサービス</b> .....	<b>21</b>
(1) 援助（ハッピー・ライフ）サービス.....	21
(2) 白岡市シルバー人材センター会員募集.....	21
<b>5 在宅医療・介護の相談窓口</b> .....	<b>22</b>
<b>6 白岡市成年後見サポートセンター</b> .....	<b>23</b>

# I

## 高齢者に関する機関・施設

### 1 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の高齢者の暮らしや健康などを支援するために設置された、誰でも利用できる相談窓口です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の専門職員が互いに連携をとりながら総合的に高齢者を支えます。

#### ● 白岡市地域包括支援センター



ぽっかぽか

【場所】白岡市上野田357番地1

【電話】93-8877

【担当】日勝圏域

岡泉、実ヶ谷、千駄野、小久喜、  
上野田、下野田、爪田ヶ谷、  
太田新井、彦兵衛



ウエルシアハウス

【場所】白岡市白岡1143番地1

【電話】90-3022

【担当】篠津・大山圏域

篠津、野牛、高岩、新白岡、寺塚、  
白岡、白岡東、西、柴山、  
荒井新田、下大崎

## 地域包括支援センターの主な業務

### ●介護予防ケアマネジメント

要介護認定で「要支援1・2」や「事業対象者」と判定された方は、介護予防サービスを利用することができます。地域包括支援センターでは、できる限り自立して生活することを目的とした介護予防サービスを利用するための「介護予防プラン」を作成します。

### ●総合相談

高齢者やその家族からの介護や介護予防、福祉サービスや医療等に関する相談に応じ、必要なサービスにつなぐための支援を行います。

### ●高齢者の権利擁護

高齢者の権利を守るため、高齢者虐待（疑い含む）や消費者被害等の相談について関係機関と協力して対応します。

また、判断能力が（認知症等で）低下してきた方へは、成年後見制度の案内をいたします。

### ●地域のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにさまざまな職種や関係機関とのネットワークづくりをしています。

また、地域のケアマネジャーの相談や指導を行い、その方に適したサービスが提供されるよう努めます。

### ●地域包括支援センターに行けないときは・・・

体調が悪い、移動手段がない、家族の介護で行けない等の諸事情がある場合は、地域包括支援センターの職員が相談者のお宅を訪問することもできます。お気軽にご連絡ください。

## 2 老人福祉センター

地域の高齢者が、健康増進、教養の向上、健康相談、レクリエーションの場として利用できる施設です。

利用の際は、利用者証が必要となりますので、詳しくは老人福祉センター窓口でお問合せください。（※送迎や各団体の活動についても、直接お問合せください。）

【施設HP（ホームページ） <https://shiraoka-roujinfukushi.jp/> 】

### お問合せ先 白岡市老人福祉センター

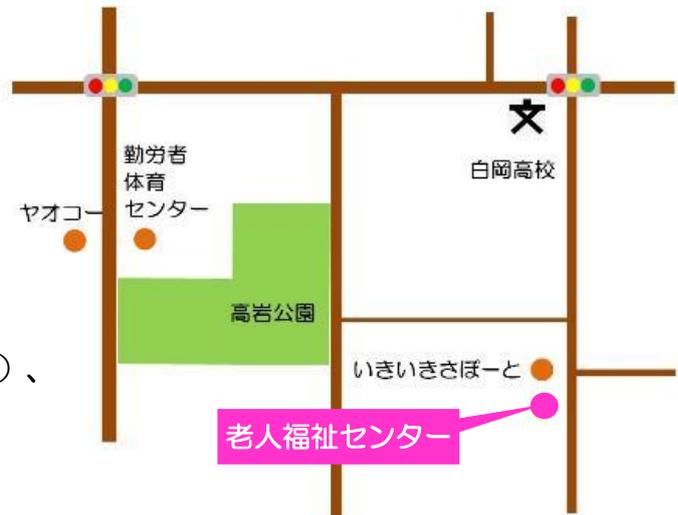
【場 所】白岡市高岩2177番地

【電 話】92-1205

【利用時間】午前9時30分～午後4時

【休 館 日】月曜日、祝日（敬老の日は除く）、

12月28日～1月4日



【利用可能な場所】ロビー、大広間、娯楽室、浴室、庭、軽運動室

【利用料金】

利用者	料金
60歳以上（6市町※に居住の方）	無料
60歳未満（6市町に居住の方）	100円
6市町以外に居住の方	300円

※白岡市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町

### 3 介護予防事業施設

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、シニア元気アップ教室等、高齢介護課で実施する介護予防事業の施設です。

#### 介護予防事業拠点施設

#### いきいきさぽーと

【場所】白岡市高岩2177番地1

(老人福祉センター隣)

【電話】90-4451



#### 市役所篠津分館

【場所】白岡市篠津502番地3

【電話】93-6132

※他の団体も使用します。

# II

## 高齢者福祉サービスのご案内

### 1 白岡市のサービス

#### (1) 介護予防事業

##### ア シニア元気アップ教室

介護予防の専門スタッフが個別計画を作成し、筋力向上トレーニング、健だま<sup>※1</sup>運動教室を実施し、教室終了後も継続して運動ができる時間をご提供しています。また、栄養、口腔機能講座、脳トレ等も実施しています。



(イメージ)

教室案内や募集内容については「広報しらおか」でお知らせします。

会 場	・介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」 ・市役所篠津分館
期 間	約3か月間（週2日）1コース全24回
内 容	・筋力向上トレーニング 介護予防専門スタッフが個別に計画を作成し、トレーニングマシンを用いた運動等を行います。 ・健だま運動 健だま（ガンバルーン） <sup>※1</sup> を使った介護予防運動です。 ・栄養、口腔機能講座 ・脳トレ



#### ※1 健だま（ガンバルーン）とは

ガンバルーンは、楽しく運動を継続するために開発された運動用具です。筋力、柔軟性、歩行機能、バランス感覚等、様々な機能の向上効果が期待でき、グループでも、個人でも使用できます。白岡市では、ガンバルーンを「健だま」（「健康になる玉」と呼んでいます。貸出しをご希望の方は、高齢介護課窓口にて事前申請してください。

販売場所

いきいきさぽーと、市役所篠津分館

## イ 介護予防ボランティア養成事業

白岡市では、介護予防ボランティアの養成を行っています。  
ご自分の健康・生きがいにづくりに効果的です。  
ボランティア活動にご興味がありましたら、高齢介護課までご連絡ください。

### ① トレーニングサポーター

シニア元気アップ教室の筋力向上トレーニング等のサポートをします。

### ② 健だま運動指導員

介護予防体操健だま運動の活用方法を学び、シニア元気アップ教室のフォロー教室で指導を行います。その技術は、地域サロン等でご活用いただけます。

## ウ 健だま運動指導員派遣事業

地域で活動している住民団体に介護予防ボランティアの健だま運動指導員を派遣して、「健だま運動」等の介護予防体操を実施します。

- ・ 利用料金は無料です（会場使用料等を除く）。
- ・ 派遣を希望される場合は、高齢介護課まで事前に相談・申請をお願いします。

## エ 地域はつらつ応援事業

地域で活動している住民団体に理学療法士等の専門職を派遣して、介護予防体操を実施します。

### 【対象団体】

以下の要件をすべて満たしている団体が、対象となります。

- ① 月1回以上活動している団体
- ② 1回あたりの参加者が10名以上の団体
- ③ 団体の半数以上が65歳以上の団体

- ・ 実施場所 申込団体が指定した場所（白岡市内に限る）
- ・ 利用料金 1回につき2,000円（1団体の料金です。）

※場所の確保及び利用料金は、各申込団体で対応していただきます。

## (2) 在宅の高齢者・家族へのサービス

### ア 配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、傷病等により食事の調理が困難な高齢者に対して、食事の配達と安否確認を行います。

対象者	次の①～③いずれにも該当している方 ①傷病等により食事の調理が困難な方 ②同居人から食事の提供を受けることが困難な状況にある方 ③要介護、要支援、事業対象者の認定を受けている方、または福祉手帳（障害、療育、精神）の交付を受けている方 ※介護保険料の滞納がある方等は利用できません。	
利用回数等	夕食のみ、週1回～4回 元日を除く、年末年始も利用可	 (イメージ)
配達時間	午後4時～午後6時頃	
利用者負担額(目安)	420円	

※実施日、配達時間、利用者負担額等は、変更となることがあります。

※配達時間の指定はできません。交通事情等により配達時間が前後することがあります。

### イ 緊急時通報システム事業

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方が、日常での緊急事態における不安を解消できるよう、ボタン1つで受信センターを経由して消防署につなぐ専用装置を貸与します。

受信センターには看護師が常駐し、24時間体制で緊急通報の受信及び相談業務、月1回の安否確認のサービスを提供します。

対象者	①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方 ②同居している者の就労等により、日中ひとりになる65歳以上の方 (1日8時間以上不在となる日が月に20日以上)	
	固定型	携帯型
利用者負担額 (目安)	① 負担なし	980円+税/月
	② 980円+税/月	
(イメージ)		

※利用者負担額等は、変更となることがあります。

※介護保険料の滞納がある方等は利用できません。

## ウ 紙おむつ等給付事業

在宅で紙おむつを使用し、白岡市に住民票がある当市の介護保険被保険者（ただし市  
民税が非課税の方）で、要介護認定を受け、排せつ等の介護が必要な方に対し、紙おむ  
つ等を給付します。

コース	Aコース	Bコース
給付内容	①紙おむつ（テープタイプ） ②紙おむつ（パンツタイプ） ③紙おむつ（フラットタイプ） ④尿取りパッド ⑤補助パッド ⑥介護用シーツ ⑦おしりふき ⑧介護用手袋 から、希望する商品・数量	①紙おむつ（テープタイプ） ②紙おむつ（パンツタイプ） ③紙おむつ（テープタイプ） ＋尿取りパッド ④紙おむつ（パンツタイプ） ＋尿取りパッド ⑤平おむつ ⑥尿取りパッド から、いずれか1つ
利用者負担額 （目安）	利用額の1割（500円まで） または利用額の1割（500円） に超過額を加算した額	500円

※給付内容、利用者負担額等は、変更となることがあります。

※介護保険料の滞納がある方等は利用できません。

## エ 救急医療情報キット給付事業「命のボタン」

救急医療情報キットは、既往歴や服用薬等の重要な医療情報をコンパクトに収納し、  
医療従事者に確実に伝えるものです。

対象者 （65歳以上 市内在住）	①ひとり暮らしの方 ②疾病等により日常生活に不安がある方 ③同居する世帯員の就労等により、1日8時間かつ週5日以上、日中ひ と暮らしの状況になる方 ④障害者手帳1級、2級の交付を受けている方、若しくは要介護1～5 までの要介護認定を受けている方、またはその方と同居している方	
キット内容	救急情報シート 救急医療マークシール 取扱説明書	（イメージ） 

## オ 高齢者見守りキーホルダー事業

外出に不安のある高齢者の方を対象に、個別の登録番号が記載されたキーホルダーを交付します。キーホルダーを外出時に身につけてもらうことで、万が一の出来事（交通事故など）が発生したときに、あらかじめ登録された緊急連絡先へ、白岡市高齢介護課、地域包括支援センターから連絡するものです。

対象者	市内に在住の65歳以上の方	 (イメージ)
料金	無料	

## カ 在宅介護サービス等軽減事業

介護保険サービスの在宅介護サービス（施設サービスを除く。）を利用されている方のうち、低所得者の利用者負担額が次のとおり軽減されます。

介護保険料の所得段階等※	利用者負担減額率
世帯非課税で、老齢福祉年金を受給されている方	50%
世帯非課税の方	25%

※介護保険料の所得段階等は、生活保護被保護者を除きます。

## キ ふれあい収集

蓮田白岡衛生組合では、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人等の協力を得ることができない高齢者や障がい者を対象として、ごみの戸別収集を行っています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方だけの世帯の方</li> <li>要介護または要支援認定を受けている方だけの世帯の方</li> </ul>
申請および お問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓮田白岡衛生組合（蓮田白岡環境センター）廃棄物対策課                      【住所】 白岡市篠津1279番地5                      【電話】 92-8839                      【FAX】 048-766-0659</li> <li>白岡市環境課</li> </ul>



## ク のりあい交通

高齢者や駅・バス停から離れた地域の方等のいわゆる交通弱者の方を主な対象として、のりあい交通事業を実施しています。

### ① 利用の流れ



### ② 利用者登録について

市民の方（白岡市内に住所のある方）がご利用できます。  
登録申請は、地域振興課（市役所庁舎3階）でお手続きしてください。

### ③ 予約について

利用日の1週間前から、当日の利用時間帯の30分前までに利用予約してください。  
[インターネットからの予約](#)もできます。

詳細は白岡市公式ウェブサイトをご覧ください（インターネットからの予約には、IDとパスワードが必要となります）。

#### のりあい交通予約センター



0120-4605-50

（午前8時30分～午後5時30分 日曜日、祝日及び年末年始を除く）

市公式HP  
QRコード



### ④ 行ける所（白岡市内・市外は蓮田病院へのみ運行しています。）

自宅付近の共通乗降場所（ごみ集積所）と医療機関、商業施設等の指定施設間（約300か所）、または指定施設間を移動できます。

### ⑤ 運行曜日・時間・運賃

月曜日～土曜日（日曜日、祝日及び年末年始は運休）  
午前8時30分～午後5時30分

■運賃

対象者	通常利用	乗り合い利用※ <sup>1</sup>
大人（中学生以上）	500円	300円
子供（小学生）		300円
子供（未就学児）		無料
障がい者		300円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者一名は無料となります。</li> <li>・障がい者とは、身体障害者手帳1級、2級、3級に該当する方、療育手帳④、A、Bに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する方とします。</li> </ul>

※1 予約時に複数での利用を申請し、全員が同一の乗降場所で乗り降りする場合に限りです。

運転免許証を自主返納された方に、回数乗車券を助成しています。

詳細については、地域振興課交通政策室にお問合せください。

【電話 92-1111 内線382】

## (3) その他



### ア しらおかガイドブック（冊子）

しらおかガイドブックは、白岡市内の地域活動をまとめたものです。地域でどのような集まりがあるのか、あるいは、どのような活動をしているのかを把握するためにとても便利です。

※冊子は、白岡市社会福祉協議会公式ウェブサイトに掲載するほか、白岡市社会福祉協議会、福祉課、高齢介護課の窓口などで配布しています。

※記載されている活動内容（団体）の詳細については、各問合せ先までお問合せください。

問合せ先	電話番号
白岡市社会福祉協議会 白岡市老人クラブ連合会	92-1746
白岡市高齢介護課	92-1111 内線174

### イ 認知症支援の手引き（冊子）

認知症支援の手引きは、認知症の方や認知症の方を介護する家族の方に向けたサービス等を案内するものです。冊子は、高齢介護課・老人福祉センター・いきいきさぽーと・市役所篠津分館のパンフレットスタンドや白岡市公式ウェブサイトから受け取れます。

認知症支援  
の手引き



白岡市

### ウ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を実施します。

講座は、地域（約10人程度の集まりから可）からの申込にて実施いたします。

## 2 白岡市社会福祉協議会のサービス

### ア 配食サービス

社会福祉協議会の会員で、要支援または要介護の認定を受けている75歳以上のひとり暮らしの方に、毎月2回（8月を除く）、調理ボランティアの方の手作りのお弁当（昼食）を配達ボランティアの方が自宅へお届けします。

配達日時	原則として、毎月第1・第3木曜日（8月を除く。） 午前11時45分頃
自己負担額	300円/食

### イ 福祉機器貸与事業

社会福祉協議会の会員または会員世帯の方で、身体の障がいや疾病等により福祉機器（介護ベッド、車いす）を必要とされる方に対して貸与を行います。（介護保険において福祉機器の貸与が可能な方は除きます。）

#### ◇利用できる福祉機器の種類と利用料金

福祉機器の種類		利用者負担額 (月額)	社協負担額 (月額)
介護ベッド	3モーター電動ベッド	5,000円	5,000円
	2モーター電動ベッド	4,000円	4,000円
車いす（長期）	アルミ製車	2,000円	2,000円
車いす（短期） ※14日以内	アルミ製車、標準車	無料	

### ウ ふれあい・いきいきサロン

地域の方々が出会い、交流し、楽しい時間を過ごしなが、仲間づくりやいきがいを感じられるようなサロン活動を地域の方々が協力しながら行っています。地域の誰もが、自由に参加できる気軽な交流の場です。

場所は歩いて行ける地域の集会所等で、日時等もそれぞれのサロンで異なります。詳細については、社会福祉協議会までお問合せください。

## エ 移動支援事業

社会福祉協議会の会員または会員世帯の方で、日常的に車いすを使用している方や歩行が著しく困難な方等に対して、車いす専用車両の貸出しサービスを行っています。

### ◇利用できる範囲

車両貸出しサービス（距離範囲は無制限）

- ① 病院等への通院、福祉施設への入所等
- ② 社会福祉協議会または市が主催する行事等への参加
- ③ 公共機関への用件のための外出
- ④ 学習やレクリエーション等の外出

### ◇利用料金

項目		料金	
貸出しサービス	自動車維持費【最大4日間まで】	1,000円/日	
	加算実費 燃料費	走行距離15km未満	200円
		走行距離25km未満	300円
		走行距離35km未満	400円
	以降10kmごとに100円ずつ加算		

## オ 音訳・点訳物配布事業

目の不自由な方へ必要な情報を提供するため、広報しらおか等の音訳物郵送、ご要望に応じて絵本やゴミ出し表の点訳をボランティアの協力によって行っております。費用は無料です。

## カ ボランティア活動保険窓口

白岡市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、地域で何かに取り組んでみたい方、趣味や特技を活かしてみたい方々のボランティアのご相談をお受けいたします。

また、ボランティア活動中のさまざまな事故による、万一のけがや賠償補償責任を可能な範囲で補償することで、少しでも活動者のリスクを下げるために「ボランティア活動保険」の加入手続きを行っています。

### ◇対象となるボランティア活動

自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動で、白岡市社会福祉協議会が認めた活動

## ◇補償内容

ボランティアが、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをした場合や、偶然な事故により他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合

※自動車による事故は、加入者自身のけがのみが対象となり、対人・対物事故等の賠償責任については対象となりません。

※自動車とは、道路交通法及び道路運送車両法に定義されるものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車等を含みます。

### (1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあつて亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

### (2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

出典：全国社会福祉協議会 「ボランティア活動保険」パンフレット

## ◇補償期間

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

※中途加入時は、加入申込み手続き完了日の翌日午前0時からとなります。

## ◇年間保険料（令和7年度）

	保険料
基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

## キ あんしんサポートねっと

生活をしていく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方が安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします（埼玉県社会福祉協議会からの委託事業）。

### ◇援助内容・利用料金

援助内容	利用料金
①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続援助 ③日常的金銭管理	1時間まで 800円 1時間以降 400円/30分
④書類等預かりサービス	500円/月

※上記料金については一部免除を行っているため、埼玉県社会福祉協議会が提示している料金とは異なります。

※ご本人宅から金融機関等へ出向いた際の交通費等実費は、別途ご負担いただきます。

※生活保護世帯の利用料金は、無料です。

※詳細については、白岡市社会福祉協議会へご相談ください。

## ク しらおか支えあいサービス

高齢者等が安心して暮らせるよう、地域の方が困っている方のために、日常生活の簡単なお手伝い（掃除、ゴミ捨てなど）をします。※ご利用には会員登録が必要です。

### ◇利用できる方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- ③ 65歳以上で日中ひとり暮らしにより支援を必要とする方
- ④ 障がい者で日中ひとり暮らしにより支援を必要とする方
- ⑤ 病気、産前産後等で一時的に支援が必要な方

### ◇サービスの一例

- 住居の掃除、整理整頓
- 衣類の洗濯、簡単な縫い
- 衣類の入れ替え
- 簡単な庭の手入れ
- 電球・蛍光灯等の取り換え
- ゴミ捨て

#### ◇利用時間と利用料金

利用時間	利用料金	利用券の種類
平日9時～17時	300円／30分	30分券
	600円／60分	60分券
上記以外 ※要相談	400円／30分	30分券
	800円／60分	60分券

#### 《お願い事項》

このサービスは、住民相互の支えあい事業です。従って、協力会員の都合で、ご希望の日にちによっては、利用や予約を受けられない場合がありますので、ご了承ください。

#### お問合せ先 社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会

【住所】 白岡市千駄野445番地（はびすしらおか1階）  
【電話】 92-1746  
【FAX】 92-1581  
【Eメール】 siraoka-shakyou.01@juno.ocn.ne.jp  
【ホームページ】 <http://www.shakyo.or.jp/hp/592/>



出典：白岡市  
社会福祉協議会HP

### 3 白岡市老人クラブ

地域支え合いで、仲間づくりをしてみませんか。白岡市老人クラブでは、60歳以上の一緒に活動してくれる方を募集しています。詳しい活動については、お問合せください。

#### <白岡市老人クラブ一覧>

No	クラブ名	主な行政区・地域	主な活動
1	上野田ことぶき会	上野田1区等	カラオケ、ウォーキング、健康体操、サロン活動等
2	ふれあい友の会	上野田2区等	グラウンドゴルフ、カラオケ、社会奉仕活動等
3	フレンドリークラブ	パークシティ	各種交流会、ゴルフ、合唱等多数※1
4	さわやか三光会	小久喜三光区等	健だま体操、グラウンドゴルフ、ウォーキング、社会奉仕活動等
5	下野田さくら会	下野田区	カラオケ、健康体操、ウォーキング、グラウンドゴルフ等
6	東伸若葉会	東伸団地	カラオケ、グラウンドゴルフ等
7	高岩平成会	高岩地区	ウォーキング、健康体操、吹き矢、ワナゲ、健康体操等
8	篠津長楽会	篠津地区	カラオケ、ウォーキング、健康体操、グラウンドゴルフ等
9	新白岡悠友会	新白岡地区	コーラス、歴史散策、麻雀等19のクラブ活動※2
10	爪田ケ谷アズマ会	爪田ケ谷地区	社会奉仕活動、健康体操等
11	太田新井さくら会	太田新井地区	ウォーキング、グラウンドゴルフ等
12	青葉会	小久喜地区等	グラウンドゴルフ等
13	なかま会	白岡地区等	グラウンドゴルフ等

※1 女性の会、男達の談笑会、合唱、全員交流会、PGA 交流会、FC 合唱会等

※2 コーラス、将棋、囲碁、水彩画、釣り、川柳、麻雀、歴史散歩、写真等19クラブ

<部活動> ①グラウンドゴルフ ②ウォーキング ③写真 ④絵てがみ

<委員会活動> ①総務委員会 ②健康委員会 ③女性委員会 ④広報委員会

<その他> 一声かけ運動（友愛活動）、小学校への雑巾贈呈、児童館まつり等支援

#### お問合せ先 白岡市老人クラブ連合会事務局

【住所】 白岡市千駄野445番地 はびすしらおか1階（社会福祉協議会内）

【電話】 92-1746

## 4 白岡市シルバー人材センターのサービス

### (1) 援助（ハッピー・ライフ）サービス

草取り、植木の手入れ・水やり、家の清掃・片付け、ゴミ出し、買い物、洗濯等の援助サービスを行っています。

利用料金	1,323円~/時間
------	------------

### (2) 白岡市シルバー人材センター会員募集

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国等から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な団体です。

会員による自主的・主体的な運営をすること、また、会員の一人ひとりが豊かな経験と知識を活かし、お互い協力し合い働くことを理念としています。

生きがいづくりのためにも、会員になって働いてみませんか。

#### ◇入会説明会

開催日	毎月1日、15日 (土日祝日の場合は翌営業日)
時間	午前10時～
会場	白岡市シルバー人材センター事務所

※会員条件については、白岡市シルバー人材センターにお問合せください。

※事前の予約は、必要ありません。

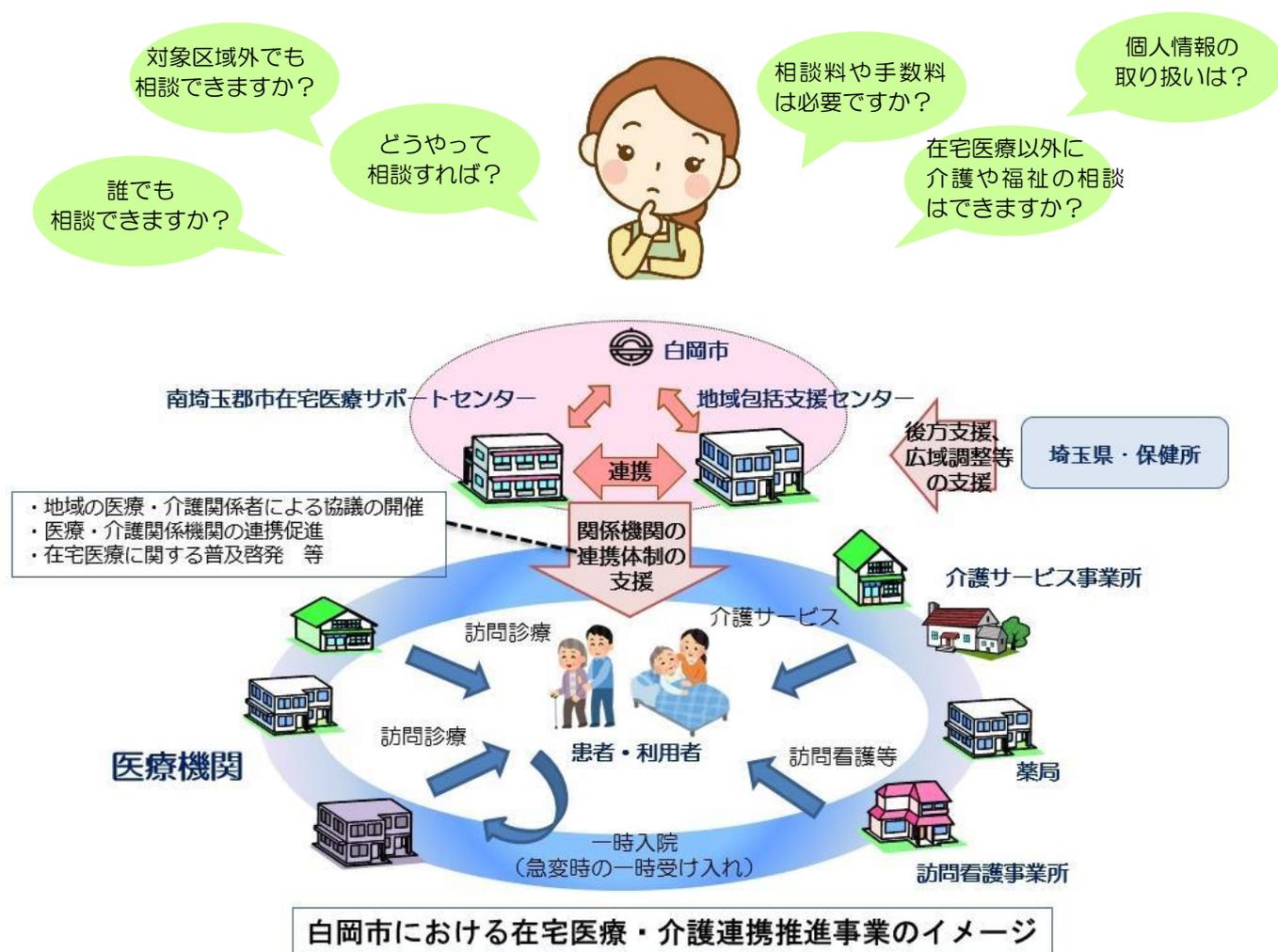
#### お問合せ先 公益社団法人白岡市シルバー人材センター

【住所】	白岡市小久喜1229番地6
【電話】	92-3221
【FAX】	93-3928
【ホームページ】	<a href="https://webc.sjc.ne.jp/shiraoka/index">https://webc.sjc.ne.jp/shiraoka/index</a>

## 5 在宅医療・介護の相談窓口

白岡市では、高齢者が自宅で医療や介護を受けながら、最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携を推進しています。

在宅での医療や介護に不安がある方や医療・介護関係者の方からの相談をお受けしています。相談を希望する方は、南埼玉郡市在宅医療サポートセンター相談窓口までご連絡ください。



### ◆南埼玉郡市在宅医療サポートセンター相談窓口

【電話】 080-8147-4890

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時

【対象地区】 蓮田市、白岡市、宮代町

## 6 白岡市成年後見サポートセンター

障がいや認知症などでご自身で決めることに不安のある人が、さまざまな手続きをする際にお手伝いする制度（法定後見制度）や、元気なうちから将来に備えて利用する制度（任意後見制度）などの利用に向けたお手伝いをします。

認知症や障がいなどにより、一人で決めることが心配な方や、将来に不安があるかたの相談をお受けしています。相談を希望する方は、白岡市成年後見サポートセンター相談窓口までご連絡ください。



### ◆白岡市成年後見サポートセンター相談窓口

- 【住所】 白岡市千駄野445番地 はぴすしらおか1階（社会福祉協議会内）
- 【受付時間】 平日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
- 【電話】 92-1746
- 【E-mail】 [siraoka-shakyou.01@juno.ocn.ne.jp](mailto:siraoka-shakyou.01@juno.ocn.ne.jp)

【発行】 白岡市健康福祉部高齢介護課  
【電話】 0480-92-1111  
【FAX】 0480-93-5037  
【Eメール】 [koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp](mailto:koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp)

令和7年4月1日 発行

